

## 掛川市空き家除却事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

市長は、活用が困難な空き家の除却を促進し、安全で快適な居住環境を確保するため、空き家除却事業を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

(1) この要綱において「空き家」とは、各号に掲げるものをすべて満たすものをいう。

- ア 所有者が自己の居住又は貸出を目的として取得したが、現に人が敷地内に居住していないもの
- イ 木造の戸建て住宅、長屋又は事業用家屋面積が延べ床面積の2分の1未満の併用住宅
- ウ 昭和56年5月31日以前に建築又は建築途中であったもの
- エ 耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの
- オ 国、地方公共団体その他公の機関が所有していないもの
- カ 当該空き家又は同一敷地内の建物が他の制度に基づく補助金等の交付を受けていないもの
- キ 所有権以外の権利が設定されていない又は設定されている権利にかかる権利者全てに空き家除却事業実施の同意が得られたもの

(2) この要綱において「空き家除却事業」とは、空き家が存する敷地内にある危険な建築物のすべてを除却する事業をいう。

(3) この要綱において「所有者等」とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に定める宅地建物取引業者以外の者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 空き家を所有している者
- イ 空き家の所有者の相続人
- ウ 成年後見人等の届出により、当該空き家を除却する権利を有する者
- エ アからウまでに掲げるもののほか、当該空き家を除却する権利を有する者

### 第3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

空き家除却事業に要する経費（空き家本体の除却に要する経費に限る。）

(2) 補助額

(1)に掲げる経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

とし、1敷地につき50万円を限度とする。

#### 第4 交付の申請

##### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 当該建築物の建築年次を証明する書類
- オ 耐震診断結果報告書
- カ 当該建築物の所有者等を証明する書類
- キ 付近見取図
- ク 空き家除却工事に要する経費の見積書の写し
- ケ 空き家除却工事前の空き家の写真
- コ その他市長が必要と認める書類

##### (2) 提出期限

別に定める日まで

#### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければいけないこと。

#### 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ その他市長が必要と認める書類

## 第7 実績報告

### (1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第5号）

イ 領収書等の写し

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物除却届の写し

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届け出の写し

オ 除却事業の完了写真

カ その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

### (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

### (2) 提出期限

補助金交付決定兼確定通知書を受領した日から起算して20日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

空き家除却事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

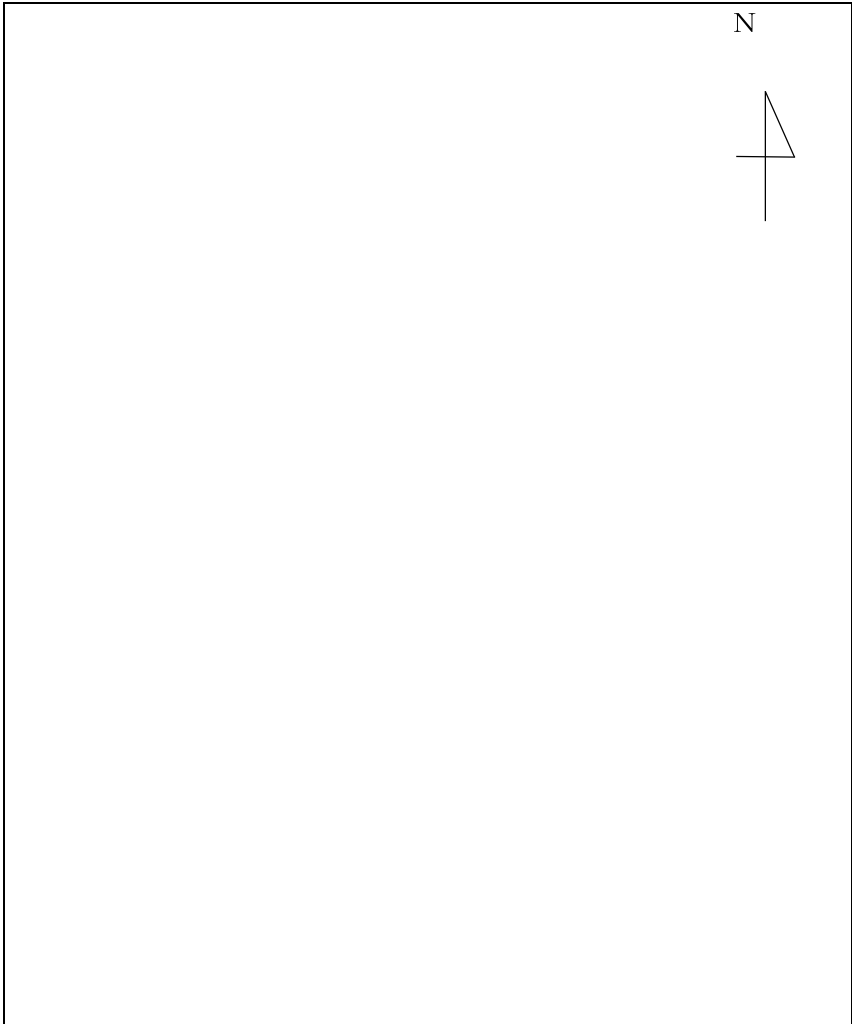
空き家除却事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 敷地地名地番
- 3 土地所有者住所・氏名
- 4 建物所有者住所・氏名
- 5 建築時期 明・大・昭 年 月
- 6 建物用途
- 7 構造及び階数 造 階
- 8 延べ床面積 m<sup>2</sup>
- 9 診断の方法
  - 一般財団法人日本建築防災協会による方法（誰でもできるわが家の耐震診断）
  - 平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号による方法
  - 令和6年1月30日付け国土交通省告示第40号による方法
- 10 耐震診断の結果
  - ( 点)
  - ( X方向 Y方向 )
  - 該当する項目 ( 建物全体、地盤・基礎、老朽・腐朽)

## 11 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 当該建築物の建築年次を証明する書類
- (4) 耐震診断結果報告書
- (5) 当該建築物の所有者等を証明する書類
- (6) 付近見取図
- (7) 空き家除却工事に要する経費の見積書の写し
- (8) 空き家除却工事前の空き家の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1	施工業者氏名	(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)
	施工業者住所	
	電話番号	
2	除却工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3	補助対象経費	円 (税込み)
4	敷地配置図	

誓約書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所

氏名

(署名又は記名押印)

掛川市空き家活用お片付け事業費補助金の交付申請をする建築物が次のとおり空き家であることを誓います。

1 空き家になった時期 年 月頃から空き家

2 空き家になった理由

空き家除却事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所  
申請者 氏名  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた空き家除却事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	
補助金額等	交付決定済補助金額 円 変更交付申請額 円 差引増減額 (△) 円
添 付 書 類	



完了報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所  
報告者 氏名  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた空き家除却事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 領収書等の写し
- (2) 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し
- (3) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出の写し
- (4) 除却事業の完了写真
- (5) その他

-----  
上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者

審査結果の意見

請 求 書

補助金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた空き家除却  
事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

請求者 住 所

氏 名

担当者 役職名

氏 名

電話番号

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人